

「信用取引規程」新旧対照表

平成27年3月27日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>第20条の3（約諾書の読み替え）</u> <u>信用取引口座設定約諾書第21条第3項については以下の通り、読み替えるものとします。</u> <u>「貴社が、諸届その他の書類に使用された印影を印鑑証明書の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。」</u></p>	(新設)